

国の社会保険未加入 対策とは？

持続可能な建設業界のために、若い技能労働者育成と
加入・非加入者間の公平性を保つために取られた措置

加入しないとどうなるの？

2017年4月以降『適切な保険』に加入していなければ、下請業者
になることは出来ず現場への入場が禁止されることとなります。

平成29年4月3日
国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における 現場入場等の取扱いについて

国土交通省では、平成24年11月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を施行し、平成29年度を目標年次として、建設業における社会保険の加入促進に取り組んでまいりました。ガイドラインにおいては、遅くとも平成29年度以降、適切な保険に未加入の作業員は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきこととしております。

今般、目標年次としてきた平成29年度を迎えるにあたり、ガイドラインにおける現場入場等の取扱いについてあらためて整理しますので、下記についてご了知願います。

記

（ガイドラインの記述）

「遅くとも平成29年度においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとすべきである。」

（記述の趣旨）

「適切な保険」については、雇用する企業の法人と個人事業主の別や規模等により加入すべき保険は異なります。ガイドラインは、法令上加入義務のある保険への加入を求めてるものであり、加入義務のない保険に加入することまで求めているものではありません。

加入すべき「適切な保険」については、「【資料1】『社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン』における『適切な保険』について」をご確認下さい。